

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年 6 月 1 日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		再就職の役員の数（※契約の相手方が農林水産省が所管する特例財団法人又は特例財団法人の場合の記載事項）	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特例財団法人又は特例財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（※提案者の数が1の場合の記載事項）	備考
	名称	所在地		商号又は名称	住所						公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分					
令和8年度桜ノ宮合同庁舎空調用自動制御機器保守業務（一式）	支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長 上口 直紀	大阪府大阪 市北区天満橋1-8-75	令和8年4月1日	ジョンソンコントロールズ株式会社大阪支店 法人番号 8011001046081	大阪府大阪 市阿倍野区阿倍野筋1-1-43	会計法第29条の3第4項（その他）	桜ノ宮合同庁舎に設置している空調用自動制御機器はジョンソンコントロールズ株式会社製の中央監視システムが導入されており、保守点検はジョンソンコントロールズ社のみ所有している専用機器を用いなければ点検ができないため。	-	2,068,000	-	-	-	-	-	-	-	環境省近畿地方環境事務所と共同調達
令和8年度兵庫森林管理署管内書写山国有林からの倒木による損害賠償調整業務（一式）	支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長 上口 直紀	大阪府大阪 市北区天満橋1-8-75	令和8年4月7日	弁護士法人 第一法律事務所 法人番号 7120005010983	大阪府大阪 市北区中之島2-2-7	会計法第29条の3第4項（特定情報）	倒木による損害賠償に関して、別途契約の法律顧問業務契約に基づき法的見解を求め対応してきたところ、交渉が難航したこと、また相手方が弁護士を立てたことから、専門家に依頼する必要性が生じ、これまでの法的見解に基づく方針に沿って交渉しなければならぬことから、法律顧問業務契約と同一の相手方と契約する必要があるため	-	4,620,000	-	-	-	-	-	-	-	単価契約
国有林野の産物販売委託業務（ヒノキ外2590㎡）	分任支出負担行為担当官 岡山森林管理署長 中村 彰男	岡山県津山市小田中228-1	令和8年4月7日	真庭木材市売株式会社 法人番号 8260001022745	岡山県真庭市富尾1	会計法第29条の3第4項（企画競争）	-	-	5,099,710	-	-	-	-	36	0	-	単価契約
国有林野の産物販売委託業務（スギ外3320㎡）	分任支出負担行為担当官 岡山森林管理署長 中村 彰男	岡山県津山市小田中228-1	令和8年4月20日	株式会社津山綜合木材市場 法人番号 8260001019980	岡山県津山市上田邑2880	会計法第29条の3第4項（企画競争）	-	-	6,236,780	-	-	-	-	36	0	-	単価契約
操山国有林外森林整備事業（保護）（カシノナガキクイムシ駆除（立木くん蒸）472本、401.26㎡ほか）	分任支出負担行為担当官 岡山森林管理署長 中村 彰男	岡山県津山市小田中228-1	令和8年4月27日	香北林業有限会社 法人番号 4260002028274	岡山県苫田郡鏡野町小座1096-4	予決令第99条の2（不落・不調随意契約）	-	38,278,364	37,950,000	99.1%	-	-	-	1	0	事業実績、有資格者の在籍等	-
国有林野の産物販売委託業務（スギ外6,100㎡）	分任支出負担行為担当官 広島北部森林管理署長 清水 勝成	広島県三次市十日市中2-5-19	令和8年4月22日	広島県森林組合連合会 三次木材共販所 法人番号 9240005001721	広島県三次市西酒屋町久々原11278	会計法第29条の3第4項（企画競争）	-	-	5,032,500	-	-	-	-	36	0	-	単価契約
令和8年度証拠書類の編集・製本作業（一式）	支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局長 上口 直紀	大阪府大阪 市北区天満橋1-8-75	令和8年4月1日	株式会社フォーラムK 法人番号 3120001140292	大阪府大阪 市北区茶屋町8-29	予決令第99条の2（不落・不調随意契約）	-	-	5,811,663	-	-	-	-	1	0	業務実績	単価契約

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。